

返戻金制度に関する事項

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後1ヶ月以内の退職の場合は手数料の80%を返還するものとする。
- (2) 1ヶ月以上、3ヶ月未満退職の場合は手数料の50%を返還するものとする。
- (3) 3ヶ月以上、6ヶ月未満退職の場合は手数料の20%を返還するものとする。
- (4) 6ヶ月以上の在籍で退職した場合返戻なし

※ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者としてする場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により定めをする場合があります。

許可番号：27-ユ-301494

事業所の名称：株式会社E N T

2021年11月1日